

公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本県西村山地域の医療提供体制の再構築を図るため、本県と寒河江市との間で、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に係る基本合意書を令和6年3月に取り交わした。

この合意に基づき、本県と寒河江市による協議会を設置し、令和8年3月に、新病院整備の基本的な方針をまとめた「公立さがえ西村山医療センター（仮称）整備基本計画」（以下、1において「基本計画」という。）を策定した。

新病院整備の設計者選定に当たっては、基本計画で示した病院の担うべき役割や有すべき機能を十分に発揮できる施設整備となるよう、創造性、技術力などに優れた設計業務委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務委託名

公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託

(2) 業務内容

山形県寒河江市大字西根字下堰地内に計画している公立さがえ西村山医療センター（仮称）の基本設計及び実施設計業務（附属棟（駐輪場等）、外構の設計業務を含む）

(3) 予定委託料（限度額）

311,784,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和11(2029)年1月31日（水）まで

(5) 事業概要

施設名 公立さがえ西村山医療センター（仮称）

建設予定地 山形県寒河江市大字西根字下堰地内

敷地面積 約29,905㎡（周辺市道の拡張後は約29,000㎡となる予定）

施設規模 病院 約12,600㎡（予定）（病床数140床）

3 担当部局

山形県病院事業局県立病院課

4 各種提出先・問合せ先

山形県健康福祉部西村山新病院整備推進室整備担当

電話番号 023-630-2320

FAX番号 023-630-2301

電子メール ybyoinseibi@pref.yamagata.jp

5 日 程（予定）

- ・公告 令和8年6月16日（火）
- ・募集要領等の交付期間 令和8年6月16日（火）～令和8年12月23日（水）
- ・参加表明書に係る質問書の提出期限 令和8年6月25日（木）
- ・参加表明書に係る質問書の回答 令和8年7月1日（水）までに行う。
- ・参加表明書の提出期限 令和8年9月11日（金）
- ・第一次審査 令和8年9月28日（月）
- ・第一次審査の結果通知及び技術提案書の提出の要請
令和8年9月29日（火）までに行う。
- ・技術提案書に係る質問書の提出期限 令和8年10月2日（金）
- ・技術提案書に係る質問書の回答 令和8年10月8日（木）までに行う。
- ・技術提案書の提出期限 令和8年12月23日（水）
- ・第二次審査 令和9年1月中旬頃
- ・第二次審査の結果通知 令和9年1月中旬頃

6 参加者の資格

技術提案書の提出者（以下「参加者」という。）は、（1）に掲げる要件を満たす単体企業又は（2）に掲げる要件を満たす設計共同体であって、（3）に掲げる要件を満たすものであること。

（1）次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

エ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）において建築コンサルタントの建築一般の業務に登録されていること。

オ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと（施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

（ア）役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、エの要件に関する審査を受けた者であること。
 - ク 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託公募型プロポーザル方式設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。
 - ケ 平成 23 年 4 月 1 日からこの公告の前日までの間に延床面積 10,000 m²以上又は病床数 100 床以上の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）の新築又は改築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する新築又は改築をいう。以下同じ。）に係る工事の基本設計及び実施設計の業務（設計共同体の構成員として行った業務については、代表構成員として行ったものに限る。）に係る契約について履行を完了した実績を有する者であること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 2 者又は 3 者で構成する設計共同体であること。
 - イ 設計共同体の全ての構成員が、(1) のアからクまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ウ 設計共同体の代表構成員が、(1) のケに掲げる要件を満たす者であること。
 - エ 設計共同体の構成員が他の設計共同体の構成員として本件公募型プロポーザルに参加していないこと。
 - オ 設計共同体の構成員の (1) のイの登録に係る一級建築士事務所が他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。
 - カ 設計共同体の構成員が官公需適格組合でないこと。
- (3) 本業務の履行に当たり次に掲げる要件を全て満たすことのできる者であること。
- ア 管理技術者、建築総合主任担当技術者及び建築構造主任担当技術者として一級建築士を配置できること。
 - イ 電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者として一級建築士又は建築設備士を配置できること。
 - ウ 管理技術者、建築総合主任担当技術者又はこれに準ずる立場として、平成 23 年 4 月 1 日から公告の前日までの間に契約の履行が完了した延床面積 10,000 m²以上又は病床数 100 床以上の病院の新築又は改築に係る工事の基本設計及び実施設計の業務（設計共同体の構成員に属する者として行った業務については、当該構成員が代表構成員として行ったものに限る。）に従事した実績を有する者を管理技術者として配置できること。
 - エ 平成 23 年 4 月 1 日から公告の前日までの間に契約の履行が完了した病院の新築又は改築に係る工事の基本設計及び実施設計の業務に従事した実績を有する者を各主任担当技

術者として配置できること。

オ 参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（公告の日時点で、3月以上継続しているものに限る。）にある者を管理技術者及び建築総合主任担当技術者として配置できること。

カ 参加者の組織に属している者を建築構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者として配置できること。

キ 管理技術者及び各主任担当技術者を兼務させずに各1名ずつ配置できること。

7 募集要領等の交付

(1) 交付する資料

ア 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領

イ 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託公募型プロポーザル技術提案を求める特定テーマ

ウ 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託公募型プロポーザル提出書類作成要領

エ 公立さがえ西村山医療センター（仮称）整備基本計画（全体版・概要版）

オ 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備事業の概要

カ 建設予定地位置図

キ 建築設計業務委託契約書

ク 山形県建築設計業務委託共通仕様書

(2) 交付場所

山形県のホームページにより行う。

<https://www.pref.yamagata.jp/090018/shinchiku.html>

8 参加表明書及び技術資料の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を表明する者は、次のとおり、参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 参加資格調書（様式2-1～2-2）

ウ 管理技術者の経歴等（様式3）

エ 各主任担当技術者の経歴等（様式4-1～4-4）

オ 協力事務所の名称等（様式5）

カ 業務実施方針（様式6）

なお、イからカまでを「技術資料」という。

(2) 提出期限 令和8年9月11日（金）午後4時

(3) 提出先 4による。

(4) 提出部数 正本1部、副本20部（左上ダブルクリップ止めとする。）

(5) 提出方法 以下のいずれかによること

持参（山形県の休日を守る条例（平成元年3月22日山形県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、提出時間は午前

9時から午後4時までとする。

郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）とする。

- (6) 作成要領及び注意事項 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領（以下「提出書類作成要領」という。）に従い作成すること。
- (7) 参加表明書及び技術資料の無効 提出書類について、本募集要領及び提出書類作成要領（以下「本募集要領等」という。）に適合しない場合は、無効とすることがある。
- (8) その他 要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

9 参加表明書及び技術資料に係る質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問書の様式 様式9による。

イ 提出期限 令和8年6月25日（木）午後4時

ウ 提出先 4による。

エ 提出方法 以下のいずれかによること

持参（県の休日を除き、提出時間は午前9時から午後4時までとする。）

郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）

電子メール（受信を電話で確認すること。）とする。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年7月1日（水）までに山形県のホームページにより行う。

<https://www.pref.yamagata.jp/090018/shinchiku.html>

10 技術提案書の提出の要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、審査結果通知及び技術提案書提出の要請を令和8年9月29日（火）までに行う。

11 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提出書類

ア 技術提案書（様式7）

イ 特定テーマに対する技術提案（様式8）

なお、アからイまでを「技術提案書」という。

(2) 技術提案を求める特定テーマ

公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託公募型プロポーザル技術提案を求める特定テーマによる。

(3) 提出期限 令和8年12月23日（水）午後4時

(4) 提出先 8（3）による。

(5) 提出部数 8（4）による。

(6) 提出方法 8（5）による。

(7) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、

当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、開始することとする。

なお、技術提案書が、本募集要領等に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

(8) 作成要領及び注意事項 提出書類作成要領に従い作成すること。

(9) 技術提案書の評価における視覚的表現について

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。

ウ 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

エ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

オ 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該特定テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。

カ 参加者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

1.2 技術提案書に係る質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問書の様式 様式10による。

イ 提出期限 令和8年10月2日（金）午後4時

ウ 提出先 9（1）ウによる

エ 提出方法 9（1）エによる

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年10月8日（木）までに山形県のホームページにより行う。

<https://www.pref.yamagata.jp/090018/shinchiku.html>

1.3 第一次審査（参加表明書及び技術資料の書類審査による第二次審査参加者の選定）

(1) 評価基準

第二次審査参加者を選定するための評価基準は別表1-1、評価のウェイトは別表1-2のとおりとする。

(2) 選定委員会

第二次審査参加者の選定は、次に掲げる者で構成する選定委員会が行い、第二次審査参加者を3から5者程度選定する。

<選定委員会委員>

小野田泰明	(東北大学大学院工学研究科教授)
岡本和彦	(東洋大学理工学部建築学科教授)
竹内昌義	(東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授)
間中英夫	(山形県医師会長)
永瀬智	(山形大学医学部長)
佐藤敏彦	(山形県立河北病院長)
久保田洋子	(寒河江市立病院事業管理者)
森野一真	(山形県健康福祉部医療統括監)

(3) 結果の通知及び非選定理由の説明

- ア 審査結果は全ての参加者に対し、書面により通知する。
- イ 第二次審査参加者に選定された者には、選定した旨の通知を送付する。
- ウ 第二次審査参加者として選定されなかった者には、選定しなかったことを書面により通知する。
- エ 上記ウの通知を受けた者は、通知を受けた日から7日(県の休日を除く。)以内に書面(書式自由。ただし、A4判)により、山形県病院事業管理者に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- オ 非選定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面により行う。
- カ 非選定理由の説明請求の提出場所は4による。なお、提出方法は、以下のいずれかによること
 - 持参(県の休日を除き、提出時間は午前9時から午後4時までとする。)
 - 郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。)
 - 電子メール(受信を電話で確認すること。)とする。

14 プレゼンテーション

第二次審査参加者に対して、技術提案書に関するプレゼンテーションを求める。

(1) 日程等

- ア 実施場所 山形県庁(予定)
- イ 実施期日 令和9年1月中旬頃
- ウ 出席者 出席者は管理技術者と各主任担当技術者で構成し、人数は5名以内とする。
なお、原則として、代理は認めない。
- エ その他 プレゼンテーションの詳細は別途通知する。

(2) 留意事項

- ア プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。
- イ 提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提案を無効とする。
- ウ プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

15 第二次審査(技術提案書の特定・非特定)

(1) 技術提案書の特定方法

技術提案書の特定は13(2)の選定委員会が行い、技術提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ総合的に評価した上で、最も優れた提案を特定するほか、次に優れた提案を次点とする。評価基準は別表2-1、評価のウェイトは別表2-2のとおりとする。

(2) 結果の通知及び非特定理由の説明

- ア 審査結果は全ての参加者に対し、書面により通知する。
- イ 特定した技術提案書の提案者と業務委託契約の締結を行う。
- ウ 特定されなかった者は、上記アの通知を受けた日から7日(県の休日を除く。)以内に書面(書式自由。ただしA4判)により、山形県病院事業管理者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- エ 非特定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面により行う。
- オ 非特定理由の説明請求の提出場所は4による。なお、提出方法は、以下のいずれかによること。

持参(県の休日を除き、提出時間は午前9時から午後4時までとする。)

郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。)

電子メール(受信を電話で確認すること。)

(3) 次点の繰上

(2)イで契約締結に至らなかった場合は、次点の提案を最も優れた提案と特定し、その者と契約の締結を行う。

16 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法等が本募集要領等に適合しなかった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載や選定委員会委員への接触、その他不正の行為をした者。
なお、虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結日までの間に、指名停止の措置を受けた者。
- (4) プレゼンテーションの実施に当たり、特別な理由がないにもかかわらず参加しなかった者又は指定した時間に遅れた者。
- (5) 技術提案書に提案者が特定できる語句、記号等を記載した者。
- (6) その他本募集要領等に定める手続き、方法等を遵守しなかった者。

17 受注資格の喪失

本業務の契約の相手方となった者(協力事務所を含む。)が製造業及び建設業と資本及び人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の事業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

18 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- (2) 契約書は、技術提案書の特定後、業務委託契約時に作成する。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は4による。
- (4) 6 (1) エに掲げる要件を満たさない者も8の参加表明書を提出することができるが、参加表明書の提出期限までに入札参加資格審査申請書を提出し、技術提案書の提出期限までに当該要件を満たす必要がある。
- (5) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。なお、第二次審査参加者に対しては、設計業務委託契約を締結した者を除き、参加者1者当たり15万円を支払うものとする。
- (6) 参加表明書、技術資料及び技術提案書（以下「提出書類」という。）の取扱い
- ア 提出書類は、返却しない。
 - イ 提出書類は、提出者に無断で使用しないものとする。
なお、技術提案書の特定において、技術提案書を公表する場合がある。
 - ウ 技術提案書の提出後は、原則として、技術資料及び技術提案書に記載した内容の変更は、認めない。
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を充てることとし、発注者の承諾を得なければならない。
 - エ 提出書類は、本プロポーザルに必要な範囲で複製を作製することがある。
- (7) 本募集要領の手續における第二次審査参加者の選定、技術提案書の特定及びその他の手續に関し、政府調達に係る苦情の処理手續及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年6月県告示第681号）により、山形県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。
- (8) 提出書類の提出は参加者1者につき1案とする。
- (9) 参加者が1者のみの場合であっても、評価基準等に従って評価を実施し、その提案内容が本業務の受注者に適していると認められる場合は、最も優れた提案として特定し、委託契約を締結する。
- (10) 本募集要領の業務の契約は、本手續により特定された者で行う予定であるが、特定された者が、施行令第167条の4第1項各号の規定に該当することとなった場合、その者については契約の締結を行わないことがある。

(別表 1-1) 第一次審査評価基準

	評価項目	評価の着目点			配点		
		判断基準			小計		
技術資料	技術力	平成 23 年 4 月 1 日から公告日の前日までに履行が完了した基本及び実施設計業務実績（実績の有無）	管理技術者、主任担当技術者若しくは担当技術者又はそれぞれに準じる立場として携わった下記の業務実績を評価する。	管理技術者		8	30
			(1) 病床数 100 床以上の病院の新築・改築の基本及び実施設計の業務実績 (2) 病床数 100 床以上で、ZEB Oriented 以上の基準を適合した病院の新築・改築の基本及び実施設計の業務実績 (3) 病床数 100 床以上で、建築基準法上における多雪区域における病院の新築・改築の基本及び実施設計の業務実績 ※各技術者、2 件まで記載するものとする。	主任担当技術者	建築総合	7	
					建築構造	5	
					電気設備	5	
					機械設備	5	
実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、設計業務の進め方、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、適格性、独創性、実現可能性を総合的に評価する。			70			
計					100		

※管理技術者の業務実績は、管理技術者、建築総合の主任担当技術者若しくは担当技術者又それに準じる立場として携わった業務実績とする。

※主任担当技術者の業務実績は、管理技術者、分担業務分野を同じくする主任担当技術者若しくは担当技術者又はそれに準じる立場として携わった業務実績とする。

※業務実績は、該当業務の履行機関の 1/2 を超える期間、前述の立場で従事したものに限る。

(別表 1-2) 第一次審査評価ウェイト

技術者の業務実績					
評価の着目点	判断基準	従事していた 立場	管理技術者と主任担当技術者ごとの配点		
			管理技術者	主任担当 技術者 (総合)	主任担当 技術者 (建築構造) (電気設備) (機械設備)
平成 23 年 4 月 1 日から公告日の 前日までに履行 が完了した基本 及び実施設計業 務実績 (実績の 有無)	(1) 病床数 100 床以上の病院の新築・ 改築の基本及び実施設計の業務実績が 1 件以上ある	管理技術者	4	3.5	2.5
		主任担当技術者	2	3.5	2.5
		担当技術者	1	1.75	1.25
	(2) 病床数 100 床以上で、ZEB Oriented 以上の基準を適合した病院の新築・改築 の基本及び実施設計の業務実績が 1 件以 上ある	管理技術者	2.4	2.1	1.5
		主任担当技術者	1.2	2.1	1.5
		担当技術者	0.6	1.05	0.75
	(3) 病床数 100 床以上で、建築基準法 上における多雪区域における病院の新 築・改築の基本及び実施設計の業務実績 が 1 件以上ある	管理技術者	1.6	1.4	1
		主任担当技術者	0.8	1.4	1
		担当技術者	0.4	0.7	0.5
(1)～(3)の実績による評価点の合計			8	7	5

(別表 2-1) 第二次審査評価基準

評価項目 評価の着目点		判断基準		配点	
				小計	
発表状況・取組意欲		プレゼンテーション、質疑応答により評価する。 提案者の説明はわかりやすく、コミュニケーションを図っていくのに十分な資質が感じられ、かつ、当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取り組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。		12	
技術提案書	業務の理解度	プレゼンテーション、質疑応答、技術提案書により評価する。 当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、業務内容、事業背景、手続の理解が高い場合に優位に評価する。		8	
	特定テーマに対する 技術提案	1	プレゼンテーション、質疑応答、技術提案書により評価する。 テーマ1について、その的確性（与条件との整合がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	16	80
		2	テーマ2について同上。	16	
		3	テーマ3について同上。	16	
		4	テーマ4について同上。	16	
自由提案	プレゼンテーション、質疑応答、技術提案書により評価する。 自由提案について、その的確性（与条件との整合がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		16		
合計				100	

(別表 2-2) 第二次審査評価ウェイト

技術提案書						
評価の着目点	判断基準	評価ウェイト				
		1.0	0.75	0.5	0.25	0
発表状況 ・取組意欲	提案者の説明はわかりやすく、コミュニケーションを図っていくのに十分な資質が感じられ、かつ、当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取り組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。	大変良い	良い	普通	やや劣る	劣る
業務の理解度	当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、業務内容、事業背景、手続の理解が高い場合に優位に評価する。					
特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。					
自由提案	自由提案について、その的確性（与条件との整合がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。					